

健生食輸発0904第1号
令和7年9月4日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(タイ産アカワケギ(アカシャロット)のハロキシホップ及びベトナム産ドリ
アのプロシミドン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正:
令和7年8月29日付け健生食輸発0829第1号)により通知したところである。

今般、タイ産アカワケギ(アカシャロット)のハロキシホップ及びベトナム産ド
リアンのプロシミドンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計
画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改
正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のタイの項中、

製品検査の 対象食品等	条件	検査の項目	試験品 採取の 方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
アカワケギ (アカシャ ロット)及 びその加工 品(簡易な 加工に限 る。)	—	ハロキシホッ プ	別表1 の3に よるこ と。	平成17年1月24日 付け食安発第 0124001号「食品に 残留する農薬、飼 料添加物又は動物 用医薬品の成分で ある物質の試験法 について」による こと。	基準値(0.01ppm)を 超えるハロキシホッ プが検出されるおそ れがあるため。

を削除し、

2. 別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ドリアン及びその加工品（簡易な加工に限る。）	－	プロシミドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるプロシミドンが検出されるおそれがあるため。

を削除する。